

## 日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20231114)

特定技能外国人の支援として行う定期的(3か月に1回)面談の実施方法について、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、令和6年1月1日からは、原則として対面により実施する必要があります。

詳細はこちら→ <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005360.pdf>

※登録情報の変更はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録の解除はこちら

(この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。)

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

[https://mail.isa.go.jp/m/ja\\_urlreissue](https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue)

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111 (代表)